

平成27年第1回

伊根町議会臨時会会議録

平成27年8月21日（第1号）

伊 根 町 議 会

平成27年第1回（臨時会）

伊根町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成27年 8月21日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成27年 8月21日 13時25分			議長	泉 敏夫	
	閉会	平成27年 8月21日 14時17分			議長	泉 敏夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原正人	○	7	佐戸仁志	○	
	3	濱野茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山義宗	○	9	泉 敏夫	○	
	5	山根朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席12名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	保健福祉課長	須川清広	○	
	副町長	小西俊朗	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	教育長	石野 渡	○	総務課主幹	石野 靖	○	
	総務課長	鍵 良平	○	地域整備課主幹	泉 吉広	○	
	企画観光課長	泉 良悟	○	教育次長	梅崎 良	○	
住民生活課長	上山富夫	○	会計管理者	倉 正人	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	前野義明	○	主 査	今岡敬雄	○	
会 議 録 署名議員	3番	濱野 茂樹		5番	山根 朝子		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成27年 第1回 伊根町議会臨時会

議事日程 (第1号)

平成27年8月21日(金)

午後 1時25分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
○職員 of 懲戒処分について

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
○職員懲戒処分について

会 議 の 経 過

平成27年8月21日(金)
午後 1時25分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(泉 敏夫君) それでは、全員そろわれましたので、開会したいと思います。

本日は皆様ご苦労さまでございます。

まず初めに、伊根町長より招集の挨拶を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 平成27年第1回伊根町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

わせの稲がそろそろ実りの時期を迎えようかというこの季節、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、お繰り合わせご出席をいただき、まことにありがとうございます。

このたびは、役場職員の非違行為により町民の皆さんからの信用を失墜するという失態を招きましたこと、心よりおわびを申し上げる次第であります。また、懲戒処分の公表につきまして議会への事前の報告等を行わなかったことにつきましても、今後の議会との協議の中、善処いたしたく考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本件につきましてご報告申し上げますため、臨時議会を招集させていただきました。行政報告を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、招集に当たりましてのご挨拶といたします。

○議長(泉 敏夫君) ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから平成27年第1回伊根町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、議長において

3番、濱野茂樹君

5番、山根朝子君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席議員にお願いします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長(泉 敏夫君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

本日の議会運営委員会で協議の結果、臨時会の会期は本日1日限りということで決定いただきました。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 日程第3 行政報告

○議長(泉 敏夫君) 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。職員の懲戒処分についての報告をお願いいたします。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) それでは、不適正な事務処理についての詳細調査及び再発防止策に関する報告、行政報告を行わせていただきます。皆さんのお手元に配付をしております行政報告に基づき

まして、ご報告申し上げます。

私のほうからは、1番の事案の概要について申し上げます。

2番のNew TRY-X/IIにおける操作権限付与等の状況、3番の督促手数料に係る財務の調定処理、4番の原因、そして最後に5番の再発防止及び早期発見の具体策について、これは後ほど副町長のほうからご説明を申し上げます。

それでは、1番の事案の概要でございます。

住宅使用料及び上下水道使用料の徴収事務を担当している地域整備課の職員が、数日から3カ月にわたる滞納を繰り返しておりました。そして、その間に使用料の収受に関する業務システムの不正操作を行い、督促を不当に免れておりました。関係する納付金は、納付期限が平成26年2月28日のものから平成27年3月31日のものまで、住宅使用料、簡易水道使用料、漁業集落排水使用料及び保育料であり、この間、30回の不正操作が行われておりましたが、通常の業務の中でこの不正操作を発見することができませんでした。

平成27年3月に税務担当職員が収納業務中に、納期限を超過した納付書、納付済通知書であります。これによってなされた納付を発見したが、担当職員は本人に修正納付を指導いたしました。しかしながら、翌月、同様の事案を発見したため、同税務担当職員は意図的なものと判断し、この処理を行った職員の上司に報告をいたしました。このことが契機となり、4月20日に不適正な処理が発覚をいたしました。

その後、本人の事情聴取を始めるものの、当該職員は体調不良により病気休暇を取得し、また6月議会の開催のため、この間、本人の事情聴取が途絶えておりました。本人を除いて、今回の不適正処理に関連する業務に従事する職員から聞き取り調査などを行って、詳細な状況を確認し、職員の分限及び懲戒に関する検討委員会において、7月に入って復職してきた職員から動機、対応などを聴取し、弁明を申し立てる機会を与え、その上で処分の内容を検討いたしました。

検討の結果、平成27年7月31日に、職員の懲戒処分の指針に基づき懲戒処分を行い、同日、その公表の基準に従って報道機関に資料提供を行い、公表を行いました。

以上が主な事案の概要でございます。

私のここからは所感になるかと思うんですけども、不適正な事務処理に至った動機でございます。

30件の不正操作はしたものの、おくれながらも全ての本体の使用料は納入されております。また、30件のうち6件、簡易水道料金は、督促状を発送されても1件100円の督促手数料は発生いたしません。にもかかわらず督促不要処理をしております。保育料2件につきましても、督促状発送予定前に納付をしておりますので、督促手数料は発生しません。

しかしながら、入金システムによりまして、その各種のタイムラグがございますので、督促状が送られることとなります。それを、これもまた阻止しております。発送をとめております。よって、1件100円の督促手数料を免れるためではなく、督促状自体の自宅への送付を免れたかっただけと推測されます。対応、これは督促を行う以前に不正なシステム操作を行い、督促状が発送されないようにしておったわけでございます。システムの督促不要のスイッチを押すだけであります。

結果、本来であれば、本体の使用料に100円の督促手数料が付加された債権に増額になります。しかし、不正操作により適正な処理が行えず、システム上の債権は本体の使用料だけのままととなっております。その後本体の使用料だけを納付しております。適正な処理が行われておれば1件100円の未納債権が残ります。

よって、本来の処理を行い、1件100円の未納債権22件分を発生させ、納入を求めました。本人はそれに応じております。

いま一つ、議会の皆さんに事前にこういったことをご報告申し上げなかった理由でございますが、私も議員2期、そして町長2期務めております。この間、このような際の取り扱いについて、議会との取り扱いについて、決め事がございませんでした。

決め事がない場合は、我々、慣例に従って行動いたします。慣例でございますが、平成18年11月1日までは公表基準はございません。懲戒処分は非公開でございました。しかしながら、非公開であっても、おのずとそのようなことは聞こえてくるものでございます。しかし、それを議会

で説明するよう求めた議員は一人もおられません。

平成18年11月1日、懲戒処分の指針及び公表基準が施行された後、すなわち私が町長になったのと重なっておりますが、その後、4回の懲戒処分とその公開を行っております。また、去年は、私が副管理者を務める宮津与謝消防組合、伊根町議会からも議員を選出しております。そこでも、刑事事件には及びませんでした。幸いなことに不起訴となりました。しかしながら、大きな事件と処分を行っております。

そのような際に今まで議会からの事前報告や内容説明を要請されることはなかったわけでありませぬ。これが理由といえ理由でございます。今後、これにつきましても、議会との協議の中、明確な取り決めを策定してまいりたく思っております。

最後に、本人はおくれながらも本体使用料の納付はしてございました。納付1回に100円を免れる目的とは大変理解しがたいものがございます。横領、着服のたぐいではなく、督促状の送付を免れたものと思っております。被害者、実質的な損害はありませんが、ただただ町民の皆さんに不信感を抱かせた信用失墜を痛感し、猛省をしております。

一職員の稚拙な非違行為で役場全体の信用が落ちたのは、大変つらいものがございます。今後は再発防止策にしっかりと取り組み、職員一体となって職務に精励し、信用回復に努めるものでございます。町民の皆様、議会の皆様に心より陳謝申し上げる次第でございます。

以上でございます。あとは副町長のほうからご説明申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 小西副町長。

○副町長（小西俊朗君） それでは、私のほうから、このたびの不適正な事務処理に係る原因と再発防止及び早期発見の具体策などについて調査と検討を行い、取りまとめることができましたので、お手元の資料をもってご報告させていただきます。

まずは、このたびの事案に関し、8月4日に開催されました全員協議会では、報道機関に公表しました不適正な事務処理による職員の懲戒処分に関する報告と資料提供のあり方などについて私の不十分な説明とお答えができず、議員の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、そして町民の皆さんには町政への不信感と信頼を損ねましたことに、ここに心から深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、ご報告をいたします。

最初に、不適正な操作が行われておりました1ページ下段6行目からの2、New TRY-X/II、これは収納事務に使用する業務補助システムでございますが、以下、TRYと表記しております。これにおける操作権限付与等の状況から以降、順に3ページの3、督促手数料に係る財務の調定及び4、原因、最後に5ページ下段からの5、再発防止及び早期発見の具体策についてご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に、New TRY-X/IIにおける操作権限付与等の状況についてでございます。

まずは、システムの運用の状況についてです。

現在取り扱っておりますシステムは、平成26年1月にバージョンアップを行ったもので、そのときに操作権限の付与方法についての運用を変更しました。それ以前のシステムでは、職員ごとに操作権限を付与する運用を行ってございましたが、業務担当が人事異動で変更になる都度、電算担当で前任者と後任者のそれぞれ事務分掌を確認し、それぞれに必要な権限の付与と制限を加える変更を行ってまいりました。そのため電算担当者の業務量が大きく、人事異動時の課題であったことから、このときのシステム更新を機に、操作権限を付与する単位を職員個人から係をグループとして、そのグループに対して操作権限を付与する方法に改めました。人事異動に際しては、異動した職員が所属するグループを異動に合わせて変更するという方法を採用しました。

また、通常業務を行っていく中での操作権限の変更操作は、業務原課の課長の決裁を受けた申請書を企画観光課長が了承した上で、電算担当者が改めて当該グループに対しての設定を変更してまいりました。

次に、今回の事案に係る収納管理異動操作権限についての詳細でございます。

本事案に係る職員が所属していた地域整備課施設整備係は、住宅使用料について督促不要処理を

行う必要があるため、収納管理異動に係る操作権限が与えられております。収納管理異動操作権限による督促不要処理は、システム上、全ての納付金についての処理が可能となっております。そのため、それぞれのグループが所管している業務に関連していない納付金であっても処理は可能であります。逆に、施設整備係に保育料の督促不要処理ができないように設定するためには、この収納管理異動操作権限を停止するしかなく、住宅使用料の督促不要処理も不可能となります。したがって、現在のシステムの仕様と設定上、保育料を管理する子育て支援係に属する職員も住宅使用料や上下水道使用料に対する処理が可能であります。

次に、3、督促手数料に係る財務の調定処理についてです。

TRYと財務会計システムは、歳入歳出予算全体の管理、運営、決算、監査の補助システムであります。以下、財務と表記をしております。で次の運用を行っております。TRYでの調定や収納は、財務へ直接データ連携しているものではなく、それぞれ個別のシステムでありますので、TRYで税や使用料等の債権が発生しても、財務に入力しない限り財務側での管理はできません。税や通常の使用料なども、年度当初に予算や前年度所得に応じた一括入力を行うものについては、財務では納入義務者単位で管理はしておらず、総額を一括で入力しております。債権ごとのデータはTRYで管理し、その総額と財務のデータの整合確認を行う運用を行っております。つまり督促手数料の財務による収納は、実際に入金が行われた時点で、事後、同時に調定をしております。

次に、4、原因についてです。

このたびの事案は、住宅使用料及び上下水道使用料の管理に携わっていた職員が、業務上与えられている操作権限を使用し、不適正な処理が行われていたものでございますが、町として不適正処理を事前にチェックする事務体制をとっていなかったことが挙げられます。

次に、今回の事案のうち保育料に関するものが早期発見できなかった原因については、納付書、納付済み通知書による納付の場合の当該収入金の点検体制に課題がありました。

この作業の流れとしましては、納付書、納付済み通知書の収納作業、消し込みとは、債権と納付の突合確認、この作業を行う際の具体的作業として、金融機関が受け付けた納付書の納付書番号と金融機関収納日などをTRYに入力します。この番号入力でTRYが持つデータの科目と金額と突合された後、それぞれの所管課に納付書が送られます。

送られてきた納付書は各所管課で再度点検されますが、納付書に記載されている納期限と金融機関の収納印が示す収納日がしっかり確認できていれば、そこで発見できます。また、当初発行の納付書による納付の場合で督促日より収納日が遅い場合に、督促手数料が発生しているかどうかを判断するのは、納付書を点検した職員がそれを直接確認する必要があります。

今回の事案の中で、住宅使用料及び上下水道使用料は、収納事務を担当する職員がみずからの担当する納付金で不正操作を行っておりました。そのため、今までの事務処理方法では今回の不適正な事務処理は発見できませんでした。

しかし、保育料に関しては、不適正処理を行った職員以外のところで点検がされており、通常業務の中で納付書の的確な点検を行っていれば発見できた事案でありました。この点検を漫然と行っていたため、保育料の納期限超過に気づくことができませんでした。これが保育料に対する処理が早期発見できなかった直接の原因でありました。

最後に、5、再発防止及び早期発見の具体策についてでございます。

1点は、①のとおり、督促不要処理に係る事務処理ルールの新設であります。

今回の事案に用いられた督促不要処理は、本来、それが必要となる件数は非常に少ないものであります。今後は、督促処理を行う場合には督促不要処理一覧表を出力し、所管課長が一覧表を確認し、督促不要処理の有無を確認することとします。また、当該処理がある場合は、処理した担当者に処理理由を確認することで、今回と同様の事案は未然に防ぐことができることから、下記の事務処理ルールを定めることとしています。

ア、督促不要処理一覧表の出力及び当該納付金所管課への送致、これは税務担当が行います。

イ、当該一覧表の供覧、納付金の所管課が行います。

ウ、当該処理がある場合には、理由を確認し、所管課長の決裁を行います。

2点目は、②のとおり、納付書の点検強化であります。

今後は、さらに納付書の点検体制を一層強化し、下記のとおり確実な点検を実施することといたします。

ア、消し込み作業で点検し、点検済みの納付書に押印し、何らかの異常を認めたものについては、その旨を欄外などに書き込むなど納付金所管課に伝えます。これは税務担当が行います。

イ、納付金所管課で再度点検し、点検済みの納付書に押印し、納期限以降に収納した収納印が付されたものは内容を確認し、必要な処理を行う。納付金担当が行います。

3点目は、③のとおり、督促手数料の速やかな調定です。

督促状発送の通知を受けた当該納付金担当者は、直ちにTRY上で督促の確認を行い、督促手数料の調定処理を財務で実施いたします。

ア、督促状発送作業の各課通知、これは税務担当が行います。

イ、TRYでの督促対象者の確認、納付金担当が行います。

ウ、財務での調定処理、これも納付金担当が行います。

以上に挙げた3つの項目を今後の事務に取り入れることで、今回行われた不適正な事務処理の未然防止と早期発見につなげることであります。

以上をもって、不適正な事務処理についての詳細調査及び再発防止策などに関する報告とさせていただきます。

今後は、ただいまご報告いたしました内容を職員に徹底させるとともに、さらに服務規律の徹底を図るため、人材育成を計画的に職員研修として位置づけて取り組み、不適正な事務処理は二度と繰り返すことのないよう、組織一丸となって町民の皆さんへの信頼回復に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、個別の質問につきましては、それぞれの担当課長がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（泉 敏夫君） ただいまの行政報告について質疑はありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 行政報告の資料を本日いただいた中で、全て疑問に思っていることが質問できるからちょっとわかりかねますけれども、今、頭の中で整理した中で質問したいなということがございます。

保育料につきまして、これを見ていますと、担当者レベルのところで確認をしていなかったという本当に初歩の初歩のミスですよね。消し込み処理をするときに納付済み通知書の確認、整合が全くとれていなかったというのが判明していない、これが一番大きな問題だと思うんです。明らかに、言いますと、職務怠慢以外にはほかならないですよ。この人に対しては処分がされていない。何か注意かそのようなことはされたんですか、副町長。

○議長（泉 敏夫君） 町長。

○町長（吉本秀樹君） 副町長のご指名でありましたけれども、私のほうから。

私も、これにつきましては、そのとおりであろうかなと思います。わずかなものがございますよね、納付書というの。でも、今回の事例の一番大きな原因というのは、性善説ですね。自分の同僚が、役場の職員がそのようなことをしておると思わんのですね。よくよく見ればわかるはずなんです、本当に、枚数も少ないです。しかしながら、どうですかね、全体で1年にこんな件は2件あるかないかですね、1年間で、消し込みが必要とかね。そうでありますから、そんなものがあるとも思わない、しているとも思わない。それが一番の原因でありましようけれども、直接は点検不足であります。それにつきましては、今、それなりのものができ上がりましたので、処分はこちらで考えさせていただいております。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） 事務処理上の今後の改善策については、こういうことなんだろうなというふうに理解はするわけなんです、職員が滞納なり、そういうのができてきているなということを見つかる体制を十分とってもらって、もしそういう職員がおるならば、担当課長が適切に、どうなっているんだという、未納を早く見つけて、今後、未納があれば、もっと大きな不正が出る可能性もありますので、そういうことを見つかる体制というの十分とる必要があるんじゃないかなと思うんですが、そこらは何か考えられましたか。

○議長（泉 敏夫君） 小西副町長。

○副町長（小西俊朗君） ただいまの大谷議員の質問についてでございますが、おっしゃるとおりでありまして、これについては、先ほどの報告の中でもこういう体制でということと考えておりますし、未納についてのそういったことにつきましては、そういう事案が出てきたときには、出てきたときというよりも、リストが毎月出てくるわけですから、それをもって確認し、それに必要な体制というものも必要であれば整えていきたいと考えております。

○議長（泉 敏夫君） 休憩します。

休憩 14時00分

再開 14時05分

○議長（泉 敏夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 不適切な事務処理ということで、今後の取り組みとか、いろいろと検討されて、新しい取り組みをされるということではありますが、いまだに町民さんの中には、役場はどうだったんだとか、内容がわからんとかいう人の声もちらほら聞くことがあるんですけども、このことを踏まえて、何かでお知らせなり、今後はこういうふうに取り組みますだとか、そういうようなことを何らかの形で公表されるのでしょうか。町報なり何なりで、今後はこういうことで取り組むとかいうようなことをされるのでしょうか。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 今のところはそういう予定はないです。それでも、この臨時議会を開いたということが、これはもう公表なんです。きょうのやりとりは全て、私たちが言ったことは全てインターネットに載ります。公表するわけですね。それを読まれたら多分大概のことはわかると思います。そういう形で公表し、私らも一軒一軒回って謝罪するわけにいきませんので、そういう形で皆さんの前でそういう形で公表させていただきますので、それでかえさせていただくというつもりでございます。

○議長（泉 敏夫君） ほかに質疑はありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） この処理について、公表については、町長がおっしゃるように、私も、議会を開いてもらった以上、我々はこれに基づいて審議をするわけです。説明責任が当然出てくるわけなので、我々がしっかりと説明すればいいというふうに思っております。

それについては結構なんです。督促手数料の財務処理による収納、これはいわば、今までは入ってきたら調定をすると、入ってこなかったら調定はしないよという、ある意味、払った方はありますがとうございますと、払わなかったことは、入ってこなかったらそれで終わりですよという仕組みになっておったという理解でよろしいですかね。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○住民生活課長（上山富夫君） ここに報告書にも上げておりますように、濱野議員のご質問にもありましたTRY上での督促案件、督促手数料はしっかりと見えています。入っただけ入ってから調定をしていますので、財務上とTRY上の差異が出てきているのが事実でございます。よって、例えば年度、出納閉鎖ぎりぎりぐらいの部分で、例えば督促料がTRY上は立っていても、収納、財務上は入っていないケースがあります。本来でしたら、明確に財務上で督促料が未収だよということが、本来、厳密に言えばそういう状況になるんですが、今の状態ではそういう状況にございません。ただ、TRY上では、常時、督促手数料は残っているということが見えていますので、それが、例えば先ほどの話でいきますと、年度を過ぎてからでも徴収はさせていただいているということで、基本的には全て徴収はさせていただいておるというふうに考えております。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 横に監査委員さんがおられてあれなんですけれども、これは監査ではわからないですよ。システム上は職員のシステムではわかるけれども、監査委員さんが通常見るであろう調定伝票、収入伝票、これでは一切わからないということですよ。今後については、今の私の意見を踏まえて、もう一度説明をお願いできますか。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○住民生活課長（上山富夫君） それに対する今後の対応ですが、先ほどの行政報告の資料の一番

最後のページに記載をしております対応策の3番目でございます。督促手数料の速やかな調定ということで、督促状の通知を受けました当該納付金の担当者は、直ちにTRY上での督促確認を行って、督促手数料の調定処理を財務上で行うということにしておりますので、督促状発送と同時に財務上での調定が立つということですので、今後は調定を直ちに行いますので、そのあたりの時間的な問題も解消されるものというふうに考えております。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） となりますと、年度をまたがった場合には、当然、未収金として上がってくるという理解でよろしいですか。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○住民生活課長（上山富夫君） 先ほど申し上げましたとおり、年度をまたがる場合も出てくると思いますので、例えば督促手数料が入っていない場合は未収金として財務上で上がってきますので、今後はそれが残る可能性があるという理解で考えております。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） となれば、督促手数料の今までにおける収納において、未収は一切なく、減免といえますか、免除したケースもないという理解でよろしいですか。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○住民生活課長（上山富夫君） 過去には、督促手数料ですとか、それから延滞金について減免なり免除の規定がございますので、その規定に沿わせて、それに当たるものについては減免なり免除の扱いをしていっておる事例もございます。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 過去にはというのは、この事案が発生する以前なのか、それよりもっと前なのか、それと、今後についてはもう一切そういったことはないという話なのか、ちょっとそこをお願いします。

○議長（泉 敏夫君） 上山課長。

○住民生活課長（上山富夫君） 今回この案件については、その規定はもちろん使っておりません。今後については、その規定の庁舎内での最終確認、最後の確認をさせていただきながら、明確な取り扱いについて庁舎内でもオーソライズをして、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（泉 敏夫君） 休憩します。

休憩 14時13分

再開 14時14分

○議長（泉 敏夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。なければ、これで行政報告を終わりにしたいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで行政報告を終わります。

◎ 閉 会

○議長（泉 敏夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、何かと多忙のところ臨時議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

今回の件につきましては、4日の全員協議会、12日の議会運営委員会、そして本日の臨時議会の招集となったわけですが、極めて重大な事件と認識しており、二度とこのようなことが起こらないようにするとともに、議員各位の協力をいただきながら、町当局と一丸となって町民の信頼回復に努めなければならないと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（泉 敏夫君） 以上で平成27年第1回伊根町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 14時17分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員